

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号により随意契約をすることができる場合</p> <p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p> <p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 — (記載不要)</p> <p>2 見積を徵した事業者の概要 — (記載不要)</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 本工事は、新県庁舎18階会議室を感染症対策業務等で使用するため、内線電話を増設する工事及び県警本部庁舎等の音声専用線の切替工事であり、新県庁舎の開設までに配線工事、機器設置、交換機の設定などの電話工事が必要である。</p> <p>4 特定の者を選定した理由 令和4年度の競争入札により、岐阜県新庁舎構内電話設備保守点検業務を受注した業者である。 工事内容は、配線工事及び機器設置、設定などネットワーク構築を含めた電話設備全般であり、新県庁舎の電話設備を熟知していることが不可欠である。新県庁舎構内の当該設備や内線延長先の各施設の通信配線経路等に精通している当該業者しか施工できない。 本工事は電話設備を増設する工事のため、今後の保守業務との密接な係わりがあることから、当該業者を選定する。</p>
---	---